

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 高額介護合算療養費 ■

■ 高額介護合算療養費とは

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。

手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

申請される方は、役場住民生活課生活グループまでお申し出ください。

- ・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆ 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		212万円【課税所得690万円以上】
			141万円【課税所得380万円以上】
			67万円【課税所得145万円以上】
1割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その支給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

■ 医療費通知の活用について

北海道後期高齢者医療広域連合では被保険者の皆さんの医療費総額についてお知らせする「医療費通知」を年2回送付しています。その中で、後期高齢者医療制度の自己負担額を確認することができますのでご活用ください。

医療費通知については、町広報誌「ほろのべの窓」2020（令和2）年1月号（18ページ）に掲載していますので、ご参照ください。

【イメージ図】

受診年月	受診を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和元年7月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800	0	0	0
令和元年8月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000	0	0	0
令和元年9月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階） 電話：011-290-5601
住民生活課 生活グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812